（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書記載の物品製造（以下「物品製造」という。）における契約の目的物（以下「製造物」という。）を頭書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

３　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者受注者協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる用語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第51号）に定めるものとする。

８　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承認及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行なわなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

４　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を必要に応じて書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

２　受注者は、製造物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（特許権等の使用）

第４条　特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている物品製造の方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその物品製造の方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者が、その存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（仕様書等と物品製造の内容が一致しない場合の補修義務）

第５条　受注者は、物品製造の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者が協議の内容に適合しない場合において、発注者がその補修等を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第６条　受注者は、物品製造を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(１)仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと

（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(２)仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(３)仕様書等の表示が明確でないこと。

(４)履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(５)仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 7 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等又は指示の変更）

第７条 発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認められるときは、仕様書等又は物品製造に関する指示（以下「仕様書等又は指示」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（物品製造の中止）

第８条　発注者は、必要があると認められるときは、物品製造の中止内容を受注者に通知して、物品製造の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により物品製造を一時中止した場合において、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が物品製造の続行に備え物品製造の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（物品製造に係る受注者の提案）

第９条　受注者は、仕様書等又は指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は指示の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は指示の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により仕様書等又は指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、納入期限又は契約金額を変更しなければならない。

（受注者の請求による納入期限の延長）

第10条　受注者は、その責に帰すことができない事由により納入期限に製造物を納入することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による納入期限の短縮等）

第11条　発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この契約書の他の条項の規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる納入期限に満たない納入期限への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（納入期限の変更方法）

第12条　納入期限の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第10条の場合にあっては、発注者が納入期限の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が納入期限の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第13条　契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（一般的損害）

第14条　物品製造の引渡し前に、製造物に生じた損害その物品製造を行うに当たり生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（不可抗力による損害）

第15条　受注者は、天災その他不可抗力により、重大な損害を受け、製造物の納入が不可能となったときは、発注者に対し、遅延なくその理由を詳細に帰した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより製造物の納入が不可能となったことが認められる場合には、受注者の契約の解除の請求を承認するものとする。

（契約金額の変更に代える仕様書等の変更）

第16条　発注者は、第4条から第9条、第11条又は第14条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第17条　受注者は、製造物を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、製造物の納入の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査に合格した後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該製造物の引渡し及び所有権の移転を契約代金の支払と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、製造物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修等の適切な措置を行い検査職員の検査を受けなければならない。当該検査に合格した場合においては、前2項の規定を準用する。

（契約代金の支払）

第18条　受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分引渡し）

第19条　製造物について、発注者が仕様書等において納入期限に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の製造物を納入するときについては、第 17 条中「製造物」とあるのは「指定部分に係る製造物」と、同条第 4 項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、物品製造の一部が完了したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第17条中「製造物」とあるのは「引渡部分に係る製造物」と、同条第4項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前2項の規定により準用される前条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第17条第2項の検査の結果の通知をした日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（第三者による代理受領）

第20条　受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第18条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（部分引渡しに係る契約代金の不払に対する物品製造の中止）

第21条　受注者は、発注者が第19条において準用される第18条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、物品製造を一時中止することができる。この場合においては、受注者はその理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が物品製造を一時中止した場合において、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第22条　発注者は、製造物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修等を請求し、又は補修等に代え若しくは補修等とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補修等又は損害賠償の請求は、第17条第3項又は第4項（第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

３　発注者は、製造物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ当該瑕疵の補修等又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　第1項の規定は、製造物のかしが仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第23条　受注者の責に帰すべき事由により、納入期限内に製造物を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額から第19条の規定による部分引渡しに係る契約代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第 18 条第 2 項（第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、同条同項の支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第24条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(１)その責に帰すべき事由により、納入期限内に製造物の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

(２)前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(３)第26条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(４)受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（執行役員を含む）又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（砥部町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。） に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第25条　発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第26条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(１)第7条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(２)第8条の規定による物品製造の中止期間が、契約締結の日から納入期限までの期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が物品製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納入が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(３)発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（解除の効果）

第27条　契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第19条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に物品製造を完了した部分（第19条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する契約代金（以下「既

履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（保険）

第28条　受注者は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものをすみやかに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第29条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者に指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年●パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年●パーセントの割合で計算した額の遅延金を徴収する。

（契約外の事項）

第30条　この契約書に定めのない事項については、砥部町町契約規則（平成１７年規則第50号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。